

かごしまみなみとくべつしえんがっこう こうとうぶ せいとこころえ 鹿児島南特別支援学校 高等部 生徒心得

かごしまけんりつかごしまみなみとくべつしえんがっこう
鹿児島県立鹿児島南特別支援学校

1 学校生活

- 自分から気持ちの良い挨拶を心がける。
- 休み時間は、次の授業の準備をして、授業開始前に着席して待つ。
- 校舎内では、上履きを利用し、体育館では、体育館シューズに履き替える。
- 学校の道具や施設は大切に取扱い、壊した場合や壊れている場所を見つけたときは、必ず先生に報告する。
- 全ての持ち物には名前を書き、学校生活に不必要なもの（必要のない金銭、遊戯道具、食べ物等）は持ってこない。特別に必要な場合は担任に相談する。
- トラブル防止のため、生徒同士二人きりで人目につかない場所や誰もいない教室等へ行かない。
- 学生証は紛失しないよう保管し、紛失した場合は必ず担任または生徒指導係に連絡する。
- 欠席や遅刻する際は、必ず保護者に学校へ連絡してもらう。

2 服装・身なり

- 登下校時は、学校指定の制服の着用を基本とする。制服は本校生徒としての品位を保ち清潔に着用できるよう努める。
- カッターシャツはズボンやスカートに入れ、ズボンはベルトを着用する。冬服のカッターシャツはネクタイ、リボンを着用する。
- 下着はシャツから出ないようにする。
- 防寒着、手袋、マフラーは、原則登下校時のみ着用し、その他で必要なときには担任に相談する。
- 腕時計は着用を認める。装飾品は、身に付けない。
- 頭髪は清潔に保つ。染髪は禁止とし、特別に必要な場合は担任に相談をする。
- 通学靴、上履き体育館シューズの区別がつくようにする。

3 通学について

○通学バス

- 通学バスのバス停に、バスがつく予定時間前に到着しておく。
- 乗車前は、バスの添乗員に、生徒の朝の体調などを本人または保護者が必ず伝える。
- 帰りのバスの降車時は、本人または保護者と添乗員が降車を確認する。
- バス利用確認表以外で急に乗車・欠席・遅刻をする場合は、バス添乗員に必ず連絡する。
- バスの中ではシートベルトを着用し、離席、飲食などはせず、マナーやルールを守り、添乗員の指示に従う。

じしゅつがく いちぶくかんじしゅつがく
○自主通学・一部区間自主通学

- 自主通学をする場合は、「自主通学許可願」を提出し、許可された場合のみ自主通学を行う。
 交通違反や自主通学誓約書におけるきまりを守らなかった場合は、許可が取り消されることがある。
- 申請した通学路を通る。
- 朝は8時20分から8時40分までに登校し、放課後は速やかに下校する。
- 登下校時に事故等の問題が発生した場合、速やかに保護者と学校、警察に連絡する。
- 登下校の途中で、買い食いをしたり、コンビニや店で買い物をしたりしない。必要な場合は、帰宅後、保護者の了解を得てから出掛ける。

とほ つうがく
〈徒歩による通学〉

- 携帯電話の画面を見ながら歩かない。
- 自主通学生同士が横並びに歩いたり、ふざけたりする等して、ほかの歩行者や自転車の妨げや迷惑になるような行為を行わない。

じてんしゃ つうがく
〈自転車による通学〉

- 自転車保険に加入した自転車を使用する。
- ヘルメットを着用する。
- 運転中は携帯電話を使用しない。

こうきょうこうつうきかん つうがく
〈公共交通機関による通学〉

- 公共の場でのマナーを守る。
- 乗り遅れることがないように時間に余裕をもって行動する。
- 乗車中は携帯電話を使用しない。

がっこういがい せいかつ
4 学校以外での生活

- 外出するときは、『行き先』『誰と行くのか、会うのか』『何をするのか』『帰りの時間』などを家族に必ず伝える。
- 夜間外出や外泊は、保護者と一緒である場合のみ認められる。
- 事故や事件があったら、必ず保護者に学校へ連絡してもらう。
- 男女交際については、本校生徒として望ましくない行為をしてはいけない。
- 施設等の利用について(○ 保護者同伴可 × 保護者同伴であっても不可)

かいすいよく 海水浴・プール	○	ゆうぎしせつ どう 遊戯施設(ボウリング等)	○	えいがかん にんていえいが 映画館(認定映画のみ)	○
コンサートホール	○	カラオケ・スタジオ※ ¹	○	テレビ出演等※ ²	○
ゲームコーナー※ ³	×	ゲームセンター	×	インターネットカフェ・漫画喫茶等	×

※¹ 高校生入場許可のスタジオ ※² 事前に必ず学校に連絡する。

※³ ショッピングセンター等にあるゲームコーナー(プリクラは保護者同伴可)

5 許可申請

○自主通学 → 通学指導係

自主通学(一部区間・全区間)については許可申請が必要である。

○携帯電話 → 生徒指導係

校内への持ち込みについては「携帯電話校内持込許可願」の許可申請が必要である。

許可願にもある以下の厳守事項が守れない場合、持ち込みを禁止する。

厳守事項

- 1 原則として登下校時の緊急連絡用としてのみ使用する。
- 2 校内では電源を切り使用しない。ただし、校内の自動販売機で使用する際は、担任の許可を得た場合のみ使用を認める。
- 3 校内では、破損や紛失等がないように、個人で責任をもって学級の保管場所に保管する。
- 4 校外に関わらず、使用に際しては以下のことに気を付ける。
 - 歩行中、自転車運転中、公共交通機関利用中、通学バス利用中は使用しない。
 - 他者を誹謗・中傷するような行為は行わない。
 - 撮影・画像送信を行う際、他人の利害を侵害しないよう配慮する。
- 5 使用に関してのトラブルの一切は保護者の責任とする。
- 6 フィルタリングを設定した携帯電話のみ許可する。

(2009年4月1日から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、フィルタリングの積極的活用が保護者の責務となっている。)

○アルバイト → 生徒指導係

アルバイトをするときは、担任及び進路指導係、生徒指導係と相談したうえで、保護者を通して「アルバイト許可願」を提出し許可をもらう。

○自動車免許取得 → 生徒指導係

在学中の原動機付自転車(50cc バイク)、または、普通自動車免許取得は、進路決定上取得することが必要不可欠であると考えられる生徒のみ、「自動車教習所入校許可願」を提出し、学校が許可した場合のみ認められる。

○各種免許 → 生徒指導係

進路決定上もしくは卒業後の生活を考慮したうえで各種免許の取得が必要不可欠であると考えられる生徒については、担任及び進路指導係、生徒指導係と相談し判断する。